

前橋市一般職の職員の給与に関する条例等の改正について（議案第150号）

職員課・経営企画課

1 改正の理由

- (1) 国の職員等に準じ、本市一般職の職員及び一般職の任期付職員の給与を改める。
- (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

(1) 前橋市一般職の職員の給与に関する条例関係

ア 一般職の職員の給料表の改正

行政職給料表、消防職給料表及び医療職給料表を改める。

行政職給料表適用者の場合（平均給料月額）

現 行	改 正 案	改 定 幅	改 定 率
328,206円	330,983円	2,777円	0.85%

イ 一般職の職員の期末・勤勉手当の改正

(ア) 第1条関係

令和5年12月期の期末・勤勉手当の支給月数を次のとおり改める。

区 分		現 行	第1条関係 改 正 案	改 定 幅
一 般 職 員	期末手当	1.20月	1.25月	0.05月
	勤勉手当	1.00月	1.05月	0.05月
特 定 幹 部 職 員	期末手当	1.00月	1.05月	0.05月
	勤勉手当	1.20月	1.25月	0.05月

(イ) 第2条関係

- a 令和6年6月以降の6月期の期末・勤勉手当の支給月数を次のとおり改める。

区 分		現 行	第 2 条関係 改 正 案	改 定 幅
一 般 職 員	期末手当	1. 20月	1. 225月	0. 025月
	勤勉手当	1. 00月	1. 025月	0. 025月
特 定 幹 部 職 員	期末手当	1. 00月	1. 025月	0. 025月
	勤勉手当	1. 20月	1. 225月	0. 025月

- b 令和6年12月以降の12月期の期末・勤勉手当の支給月数を次のとおり改める。

区 分		第 1 条関係 改 正 後	第 2 条関係 改 正 案	改 定 幅
一 般 職 員	期末手当	1. 25月	1. 225月	△0. 025月
	勤勉手当	1. 05月	1. 025月	△0. 025月
特 定 幹 部 職 員	期末手当	1. 05月	1. 025月	△0. 025月
	勤勉手当	1. 25月	1. 225月	△0. 025月

ウ 初任給調整手当の改正

医療職給料表の適用を受ける職員に対する初任給調整手当の支給月額を41万5,600円（現行41万4,800円）に引き上げる。

エ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正関係

新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を特定新型インフルエンザ等対策派遣手当に改める。

(2) 前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例関係

ア 特定任期付職員の給料表の改正

(給料月額)

号給	現 行	改 正 案	改 定 幅
1	376,000円	380,000円	4,000円
2	422,000円	427,000円	5,000円
3	472,000円	477,000円	5,000円

4	533,000円	539,000円	6,000円
5	608,000円	615,000円	7,000円
6	710,000円	718,000円	8,000円
7	830,000円	839,000円	9,000円

イ 特定任期付職員の期末手当の改正

(ア) 第3条関係

令和5年12月期の期末手当の支給月数を次のとおり改める。

現 行	第3条関係改正案	改 定 幅
1. 6 5月	1. 7 5月	0. 1 0月

(イ) 第4条関係

令和6年6月以降の6月期及び12月期の期末手当の支給月数を次のとおり改める。

区分	第3条関係改正後 (6月期は現行)	第4条関係改正案	改 定 幅
6月期	1. 6 5月	1. 7 0月	0. 0 5月
12月期	1. 7 5月	1. 7 0月	△0. 0 5月

ウ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正関係

新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を特定新型インフルエンザ等対策派遣手当に改める。

(3) 前橋市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例関係

新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を特定新型インフルエンザ等対策派遣手当に改める。

3 施行期日等

(1) 施行期日

2の(1)のア、イの(ア)、ウ及びエ、2の(2)のア、イの(ア)及びウ並びに2の

(3) 公布の日

2のその他の部分 令和6年4月1日

(2) 遡及適用日

2の(1)のア及び2の(2)のア 令和5年4月1日

2の(1)のイの(ア)及び2の(2)のイの(ア) 令和5年12月1日

4 附則で改正する条例

前橋市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年前橋市条例第27号）